

九 福 第 1 0 1 4 号  
平成 3 0 年 2 月 5 日

介護職員処遇改善加算算定事業所 様

九度山町 福祉課長  
( 公 印 省 略 )

平成 3 1 年度介護職員処遇改善加算に係る届出について

平素は、町福祉行政に格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 3 1 年度に介護職員処遇改善加算の算定を行う事業所については、下記期日までに本町へ届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容をご確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

#### 記

##### 1. 届出方法

九度山町役場ホームページより必要な様式をダウンロードし、添付書類を添えて九度山町役場福祉課へ提出してください。(郵送による提出も可)

九度山町役場ホームページ <https://www.town.kudoyama.wakayama.jp/>

##### 2. 提出期限

平成 3 1 年 2 月 2 8 日 (木)

##### 3. 提出部数 2部

- ・ 1部は控えとしてお返しします。
- ・ 郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。

※平成 3 0 年度に加算を算定している場合であっても、引き続き平成 3 1 年 4 月から加算を算定するためには、上記期限までの届出が必要となります。

※平成 3 1 年 4 月から新たに算定を行う場合は、上記期限までの届出が必要です。

#### 4. 提出書類

- ① 介護職員処遇改善加算届出書【参考様式1】又は【参考様式2】
- ② 介護職員処遇改善加算の届出に係るチェックシート（平成31年度以降分）
- ③ 介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】

※複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類を全て作成すること。

- ・当該計画書に記載された計画の対象となり、かつ、九度山町が指定している介護サービス事業所等の一覧表【別紙様式2（添付書類1）】
  - ・県内の指定権者（和歌山県を含む。）の一覧表【別紙様式2（添付書類2）】
  - ・計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表【別紙様式2（添付書類3）】
- ④ キャリアパス要件等に係る算定要件チェックシート（加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを算定する場合）
  - ⑤ 介護職員処遇改善計画書の周知証明【参考様式3】
  - ⑥ その他添付書類
    - ・就業規則等（注1）

※賃金等に関する規程、キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則とは別に定めている場合には、就業規則と併せてそれらの規程も添付する。

- ・労働保険に加入していることが確認できる書類（注2）  
（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
- ⑦ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
  - ⑧ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
（⑦⑧は、地域密着型（介護予防）サービスを実施している事業所が提出してください。）（注3）
  - ⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
  - ⑩ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表  
（⑨⑩は、介護予防・日常生活支援総合事業を実施している事業所が提出してください。）（注3）

注1 ⑥その他添付書類のうち、就業規則等については、前年度に加算を取得し、引き続きそれに相当する区分の加算を取得しようとする場合であって、既に提出された就業規則等の内容に変更がない場合は、提出不要です。ただし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅢを新たに満たす場合等については、必ず添付してください。詳細については、④「キャリアパス要件等に係る算定要件チェックシ

ト」をご覧ください。

注2 労働保険に加入していることが確認できる書類は、直近の書類を必ず添付してください。

注3 ⑦～⑩については、新たに加算を算定する場合及び届出内容に変更がある場合に提出してください。

#### 〈留意事項〉

ア 介護サービス事業所等を複数有する事業者である場合は、複数の事業所等に係る「介護職員処遇改善加算計画書【別紙様式2】」（提出書類③）を一括して作成することができます。ただし、その場合であっても、加算の届出はそれぞれの指定権者に対して行う必要があります。

イ 介護サービス事業所等を複数有する事業者である場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（提出書類⑦）、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（提出書類⑧）、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」（提出書類⑨）、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」（提出書類⑩）については、サービス毎に別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについては、一括して作成することができます。

ウ 現在、介護職員処遇改善加算を算定している事業者が、加算算定を行わない場合は、提出書類⑦～⑩のうち該当する書類を速やかに提出してください。

エ 平成30年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算Ⅳ及びⅤにつきましては、一定の経過措置期間終了後、廃止することとされておりますのでご留意願います。

〒648-0198

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山 1190 番地

九度山町役場 福祉課 担当：井浦

電話 0736-54-2019（内線 102）

FAX 0736-54-2022